



介護職員処遇改善加算の対象となる業務

- ・ 訪問介護(介護予防を含む)
- ・ 訪問入浴介護(介護予防を含む)
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 通所介護(介護予防を含む)
- ・ 通所リハビリテーション(介護予防を含む)
- ・ 短期入所生活介護(介護予防を含む)
- ・ 短期入所療養介護(介護予防を含む)
- ・ 特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ (介護予防)認知症対応型通所介護費(介護予防を含む)
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 介護老人保健施設サービス
- ・ 介護老人福祉施設サービス
- ・ 指定介護療養型医療施設
- ・ 小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)
- ・ 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)
- ・ 複合型サービス

この貸付金の利用には
予め大阪福祉人材支援センターへの
登録が必要です。
まずはご相談ください。

介護職員のための

貸付のご案内

再就職準備金貸付制度※



申請に関する問い合わせ先
大阪福祉人材支援センター 再就職準備金貸付担当
〒542-0065 大阪府大阪市中央区中寺1丁目1-54
大阪社会福祉指導センター内
TEL.06-6776-2943(平日9:00~17:00受付) Fax.06-6761-5413
(ホームページ) <http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter>

福祉のお仕事

※離職した介護人材の再就職準備金

この貸付金制度は介護職員として1年以上勤務していた有資格者が、離職したのち、介護職員として再就職する際に、必要な費用を貸し付けし、その再就職日から引き続き2年間、大阪府内の社会福祉施設等で勤務すれば、返還免除となる貸付制度です。

復職する。再チャレンジする。

介護職員として再就職する際に 必要な資金を貸し付けます。

再就職準備金とは

この貸付金制度は、介護職員※として1年以上勤務していた有資格者（介護福祉士・実務者研修もしくは初任者研修修了者等）が、介護職員として再就職する際に、必要な費用を貸し付けし、その再就職日から引き続き2年間、大阪府内の社会福祉施設等で勤務すれば、返還免除となる貸付制度です。

※この制度での介護職員とは、裏面の介護職員処遇改善加算の算定要件とされる業務に従事する介護職員です。



貸付対象者

大阪府内の市町村に住民登録している方で、下記の要件を満たす方が対象となります。

- ① 介護職員処遇改善加算の算定要件とされる業務に従事する介護職員として、実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に180日以上）あること。
- ② 介護についての資格を有していること
 - ・介護福祉士
 - ・介護職員実務者研修
 - ・介護職員初任者研修（介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1級課程、2級課程を含む）
- ③ 大阪府内の介護職員処遇改善加算の算定の対象となるサービスを提供する事業所又は施設において介護職員として週30時間以上勤務することとなったもの（裏面参照）。
- ④ 直近の介護職員等としての離職日から、再就職する日までの間に、予め、大阪福祉人材支援センターに氏名及び住所等の求職登録を行っていること

貸付条件

■貸付限度額 200,000円以内

※ 貸付対象となる経費の一例
☐子どもの預け先を探す際の活動費 ☐転居を伴う場合の費用
☐介護に係る軽微な情報収集や学び直し代（講習会・書籍など）
☐被服費（ヘルパーの道具を入れる鞆、靴など） ☐通勤用の自転車・バイクの購入費

■貸付回数 1人につき1回

■貸付の利子 無利子

※免除や返還については「貸付の注意事項」をご参照ください。

必要書類

- ① 再就職準備金貸付申請書（様式第1-1号）
- ② 申請者を含む世帯全員の住民票（申請日より3か月以内に発行されたもの）
- ③ 実務経験証明書（様式第20-1号）
- ④ 資格証明書（写）
- ⑤ 採用（予定）証明書（様式第2号）
- ⑥ 連帯保証人の収入を証明するもの（住民税課税証明書、源泉徴収票等）

その他の条件

- ① 離職した介護人材の再就職準備金貸付申請書は、申請者、連帯保証人のそれぞれにご理解いただき、自筆での署名・捺印が必要です。

特にこの再就職準備金は、大阪府内において2年間、介護等の業務に従事しなければ返還義務が生じることを、申請者及び連帯保証人ご自身が十分に認識していただく必要があります。

- ② 連帯保証人が1名必要です。
連帯保証人になれる方は、生活福祉資金など大阪府社会福祉協議会（以下府社協という）が実施している貸付金の連帯保証人になられていないこと。また、すでに府社協が実施している貸付金を受けている場合は、その返済を滞納していないことが条件となります。
◎ 下記の（ア・イ・ウ）の要件を満たす方を連帯保証人としてください。
ア 独立した生計を営んでいること。
イ 申請日において年齢が65歳未満であること。
ウ 安定した収入（住民税が課税される程度）があること。
※貸付決定の際は、連帯保証人に確認事項の連絡をすることがあります。

- ③ 未成年者の申請の場合は、親権者の同意が必要になります。申請様式が異なりますので、事務局へお問い合わせください。